

第143期

定時株主総会招集ご通知



2025年6月26日（木曜日）

開催日時

午前10時（受付開始：午前9時）

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階

開催場所

議案

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 譲渡制限付株式報酬制度導入の件 |

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書またはインターネット等により議決権行使ください
ますようお願い申しあげます。



議決権行使書 議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）

午後5時30分到着分まで



インターネット等 議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）

午後5時30分行使分まで

証券コード 5480
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株主各位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役社長 浦田成己

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第143期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第143期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://www.nyk.co.jp/investors/stock/meeting.html	
東京証券取引所 ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
株主総会資料 ウェブサイト	https://d.sokai.jp/5480/teiji/	

※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（日本冶金工業）または証券コード（5480）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

※上記ウェブサイトは2025年6月5日より2025年9月26日まで開設いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号 かわさき双輪荘1階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

3 目的事項

報告事項 1. 第143期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第143期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 謹度制限付株式報酬制度導入の件

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、法令および当社定款第17条第2項に基づき電子提供措置事項から下記の事項は書面から除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番がご送付している書面と一致しておりません。あらかじめご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

◎議決権行使の際、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎議決権の重複行使

①議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②電磁的方法（インターネット等）によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。

◎本招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛に、電子メールにてその内容をお送りください。株主の皆様の関心が高い内容につきまして、後日、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nyk.co.jp/>）に回答を掲載いたします。なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

メールアドレス：yakin.soukai@nyk.jp 送信期限：2025年6月25日（水）午後5時30分

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nyk.co.jp/>）に掲載いたします。

議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。



■ 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

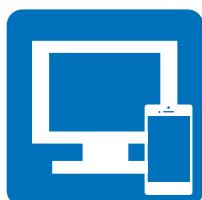
場 所 かわさき双輪荘1階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）



■ 郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

※ 議決権電子行使プラットフォームについて ~機関投資家の皆様へ~

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。管
理信託銀行等の名義株主様がご利用を事前に申し込まれた場合には、ご利用いただけます。

インターネットによる行使方法

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分行使分まで

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

① 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

② ログインする

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。）

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定している場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

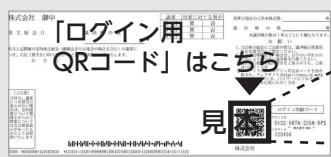
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書副本（右側）



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副本（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

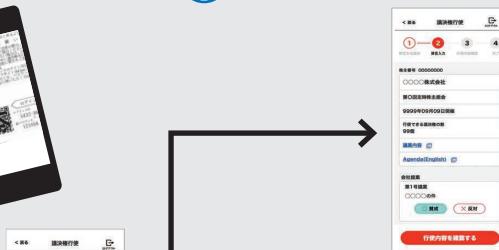
② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

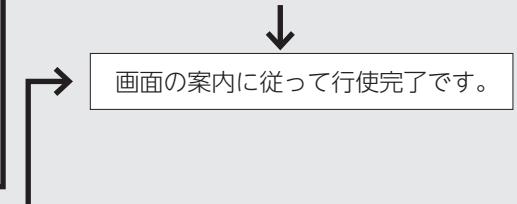
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

③ 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金 120円
配当総額 1,690,679,160円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営に関する意思決定の迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 業務を執行しない取締役が、その期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、下記のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 当会社は日本冶金工業株式会社と称し、英文ではNippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.と表示する。	第1条 当会社は <u>日本冶金工業株式会社</u> と称し、英文では <u>Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄、ニッケル、コバルト、クローム、マンガン、石炭に 関連する鉱山の経営ならびに試掘、採掘および製鍊 2. 特殊鋼および軽合金の製造加工ならびに販売 3. ニッケル、コバルト、銅、チタニウム、ジルコニウム、 タンクステン等の非鉄金属、その合金およびセラミック スの製造加工ならびに販売 4. 廃棄物の処理ならびに廃棄物の再生処理 5. 土壤および地下水の調査、分析、浄化処理ならびに再生 処理 6. 公害防止機械、輸送・運搬用機械、電気溶接機および鋼 構造物の製造ならびに販売 7. 廉房・浴室用設備機器、衛生設備機器、空調設備機器お よび建築資材の製造ならびに販売 8. 土木、建築および配管工事の設計、監理ならびに請負 9. 不動産の売買、貸借、管理ならびに動産の賃貸および貸 金業 10. スポーツ施設、宿泊施設、レストランおよび遊園地の經 営ならびに給食業 11. 農産物、畜産物および水産物の生産、加工ならびに販売 12. 倉庫業、旅客・貨物運送業、港湾運送業、海上運送業お よび通関業 13. 損害保険代理業および生命保険媒介業 14. コンピュータ情報システムの開発および販売 15. 前各号に附帯関連する一切の事業 	<p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄、ニッケル、コバルト、クローム、マンガン、石炭に 関連する鉱山の経営ならびに試掘、採掘および製鍊 2. 特殊鋼および軽合金の製造加工ならびに販売 3. ニッケル、コバルト、銅、チタニウム、ジルコニウム、 タンクステン等の非鉄金属、その合金およびセラミック スの製造加工ならびに販売 4. 廃棄物の処理ならびに廃棄物の再生処理 5. 土壤および地下水の調査、分析、浄化処理ならびに再生 処理 6. 公害防止機械、輸送・運搬用機械、電気溶接機および鋼 構造物の製造ならびに販売 7. 廉房・浴室用設備機器、衛生設備機器、空調設備機器お よび建築資材の製造ならびに販売 8. 土木、建築および配管工事の設計、監理ならびに請負 9. 不動産の売買、貸借、管理ならびに動産の賃貸および貸 金業 10. スポーツ施設、宿泊施設、レストランおよび遊園地の經 営ならびに給食業 11. 農産物、畜産物および水産物の生産、加工ならびに販売 12. 倉庫業、旅客・貨物運送業、港湾運送業、海上運送業お よび通関業 13. 損害保険代理業および生命保険媒介業 14. コンピュータ情報システムの開発および販売 15. 前各号に附帯関連する一切の事業
<p>第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。</p>	<p>第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。</p>

現行定款	変更案
<p>第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 	<p>第4条 当会社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>第5条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲げる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式および株主</p>	<p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式および株主</p>
<p>第6条 当会社の発行可能株式総数は5千5百80万株とする。</p>	<p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>5千5百80万株</u>とする。</p>
<p>第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p>第7条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第9条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p class="list-item-l1">② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>
<p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等に関する一切の事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p class="list-item-l1">③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等に関する一切の事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現行定款		変更案	
第10条	(条文省略)	第10条	(現行どおり)
第11条	<p>株主は、その有する単元未満株式について<u>次の権利</u>以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 	第11条	<p>株主は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利</u>以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当<u>て</u>を受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
第12条	(条文省略)	第12条	(現行どおり)
	第3章 株主総会		第3章 株主総会
第13条	(条文省略)	第13条	(現行どおり)
第14条	当会社の株主総会は定時および臨時の2種とし定期株主総会は毎年決算期の翌日から3月以内にこれを招集し臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	第14条	当会社の株主総会は <u>定時</u> および <u>臨時</u> の2種とし、 <u>定期</u> 株主総会は、 <u>毎年</u> 決算期の翌日から <u>3カ月</u> 以内にこれを招集し、 <u>臨時</u> 株主総会は、 <u>必要に応じて</u> これを招集する。
第15条	(条文省略)	第15条	(現行どおり)
第16条	株主総会の議長は取締役社長がこれにあたり取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第16条	株主総会の議長は、 <u>取締役社長</u> がこれにあたり、 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、 <u>取締役会</u> の決議をもってあらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役</u> がこれにあたる。

現行定款		変更案
第17条	<p>当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第18条	<p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p>	<p>株主総会の決議は、<u>法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p>
第19条	<p>株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名に限る。この場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>株主は、<u>代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名に限る。この場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
第20条～第21条（条文省略）	第4章 取締役および取締役会	第20条～第21条（現行どおり）
第22条	<p>当会社の取締役は<u>10名以内とし株主総会でこれを選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>② 取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p><新設></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>③ 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>④ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>⑤ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第23条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>第24条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の決議をもって取締役会長(監査等委員である取締役を除く。)1名、取締役社長(監査等委員である取締役を除く。)1名を選定することができる。</p>

現行定款		変更案	
第25条	当会社を代表する取締役は取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。	第25条	当会社を代表する取締役は、 <u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。
第26条	取締役会長は取締役会の議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは取締役社長、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第26条	取締役会長は、 <u>取締役会の議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>
第27条	取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要ある場合はこの <u>限りでない</u> 。	第27条	取締役会の招集は、 <u>各取締役に対して、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</u>
第28条	当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 <u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第28条	当会社は、 <u>取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</u>
<新設>		第29条	当会社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第29条	取締役会に関する規程は別に取締役会の決議をもってこれを定める。	第30条	取締役会に関する規程は、 <u>別に取締役会の決議をもってこれを定める。</u>

現行定款		変更案
第30条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。	第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第31条	当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	第32条 当会社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ② 当会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>同法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第5章 監査役および監査役会		第5章 監査等委員会
第32条	<u>当会社の監査役は5名以内とし株主総会でこれを選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>
第33条	<u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>	<削除>
第34条	<u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期が終了するときまでとする。</u>	<削除>

現行定款		変更案	
第35条	常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	第33条	監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第36条	監査役会の招集は各監査役に対して会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要のある場合はこの限りでない。	第34条	監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。
第37条	監査役会に関する規程は別に監査役会の決議をもってこれを定める。	第35条	監査等委員会に関する規程は、別に監査等委員会の決議をもってこれを定める。
第38条	監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。		<削除>
第39条	当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。		<削除>
	② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。		<削除>
第6章 会計監査人		第6章 会計監査人	
第40条	当会社の会計監査人は株主総会でこれを選任する。	第36条	当会社の会計監査人は、株主総会でこれを選任する。
第41条	会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	第37条	会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

現行定款	変更案
<p>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て取締役会でこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。その事業年度末日に決算を行う。</p> <p>第44条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第45条 当会社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>② 前項の金銭には利息をつけないものとする。</p>	<p>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て取締役会でこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。その事業年度末日に決算を行う。</p> <p>第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第41条 当会社は<u>取締役会</u>の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>② 前項の金銭には<u>利息</u>をつけないものとする。</p>
<p><新設></p>	<p>附則</p> <p>1. 当会社は、第143期定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員(10名)は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	当期における 取締役会への出席状況
1 再任 男性	久保田 尚志 く ぼ た ひ さ し	取締役会長	14回／14回 (100%)
2 再任 男性	浦田 成己 う ら た しげ み	代表取締役社長執行役員社長	14回／14回 (100%)
3 再任 男性	小林 伸互 こ ば や し し ん ご	代表取締役執行役員副社長	14回／14回 (100%)
4 再任 男性	豊田 浩 と よ だ ひ ろ し	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
5 再任 男性	山田 恒 や ま だ ひ さ し	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
6 再任 男性	秋本 朗 あ き も と あ き ら	取締役常務執行役員	11回／11回 (100%)
7 再任 社外 独立 男性	谷 謙二 た に け ん じ	社外取締役	14回／14回 (100%)
8 再任 社外 独立 男性	菅 泰三 す が たい ぞ う	社外取締役	14回／14回 (100%)

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	当期における 取締役会への出席状況
9	江藤 尚美 えとう なおみ	社外取締役	14回／14回 (100%)
10	小川 麻理子 おがわ まりこ	社外取締役	11回／11回 (100%)

1 久保田尚志 くぼた ひさし

1955年3月16日生

再任 男性



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4月	当社入社	2016年 6月	当社代表取締役専務執行役員営業本部長
2004年 12月	当社経理部長	2018年 4月	当社代表取締役執行役員副社長営業本部長
2008年 6月	当社取締役経理部長	2019年 4月	当社代表取締役社長執行役員社長
2010年 6月	当社常務取締役経理部長	2024年 6月	当社取締役会長（現任）
2012年 6月	当社取締役常務執行役員経理部長		
2013年 6月	当社取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

久保田尚志氏は、経営企画部、経理部、総務部の担当役員、営業本部長等を経験し、当社の経営に関する豊富な経験と知識を有しております。昨年取締役会長に就任し、取締役会議長として取締役会の実効性と監督機能の強化を推進しつつ、実効性あるコーポレートガバナンス機能を有する経営改革をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定と監督に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。

取締役在任年数

17年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

所有する当社の株式の数

19,474株

2 浦田 成己

うらた しげみ

1960年7月7日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月	当社入社	2021年4月	当社常務執行役員営業本部副本部長
2013年6月	当社海外営業部長	2022年4月	当社常務執行役員営業本部長
2016年6月	当社営業本部副本部長兼海外営業部長	2022年6月	当社取締役常務執行役員営業本部長
2017年4月	当社執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長	2023年4月	当社取締役専務執行役員営業本部長
2019年4月	当社常務執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長	2024年6月	当社代表取締役社長執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

浦田成己氏は、海外営業部長、営業本部長を経験し、当社のグローバル展開を牽引するとともに、当社の経営においても豊富な経験と知識を有しております。現在は代表取締役社長として「中期経営計画2023」の取組みを強力に推進しております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定と監督に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。



取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

所有する当社の株式の数

8,487株

3 小林 伸互

こばやし しんご

1960年8月29日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役常務執行役員
2013年6月	当社経理部長	2021年4月	当社取締役専務執行役員
2015年4月	当社執行役員経理部長	2021年6月	当社代表取締役専務執行役員
2018年6月	当社常務執行役員経理部長	2024年4月	当社代表取締役執行役員副社長（現任）

取締役候補者とした理由

小林伸互氏は、財務、会計、経営企画等の実務を長年担当した後、経理部、人事部、総務部の担当役員として主に当社の財務基盤強化のための戦略を統括、推進してまいりました。現在は代表取締役として、将来に向けた企業基盤構築のため「中期経営計画2023」における重要課題への取組みをリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定と監督に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。



取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

所有する当社の株式の数

10,536株

4 豊田

ひろし
浩

1961年9月5日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2016年 4月	日本経営システム株式会社顧問
2010年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）企業調査部長	2016年 5月	同社代表取締役社長
2013年 4月	同行執行役員営業第六部長	2019年 6月	当社常任顧問
2013年 7月	株式会社みずほ銀行執行役員営業第六部長	2019年 6月	当社常務執行役員経営企画部長
2016年 4月	同行理事	2022年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画部長
		2024年 4月	当社取締役専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

豊田浩氏は、金融機関および経営コンサルティング会社の役職員を歴任し、幅広いネットワークを有するとともに、企業経営全般に関する豊富な経験と知識を有しております。当社入社後は情報システム部を担当し、現在は経営企画部、IR・広報部の担当役員として重要課題に取組む他、グループ経営統括およびサステナビリティ推進等の取組みをリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定と監督に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。



取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

所有する当社の株式の数

7,204株

5 山田

ひさし
恒

1961年8月24日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員設備企画部長兼MPIプロジェクトリーダー
2009年 4月	株式会社YAKIN川崎（現当社川崎製造所）生産管理室長	2019年 4月	当社執行役員MPIプロジェクトリーダー
2014年 4月	当社川崎製造所副所長兼製造部長	2020年 4月	当社常務執行役員川崎製造所長
2017年 4月	当社執行役員川崎製造所副所長兼川崎製造所プロセス革新プロジェクトチームリーダー	2022年 6月	当社取締役常務執行役員川崎製造所長
		2024年 4月	当社取締役専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

山田恒氏は、設備企画部長、川崎製造所長等を経験し、当社の製造や設備に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は情報システム部、グループ環境・知的財産部の担当役員として重要課題に取組む他、DXの推進等をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定と監督に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。



取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

所有する当社の株式の数

7,922株

6 秋本

あきもと

あきら
朗

1964年2月22日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員東京支店長
2008年6月	当社新潟支店長	2022年4月	当社執行役員営業本部副本部長
2013年6月	当社販売企画部長	2024年6月	当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）
2018年4月	当社東京支店長		

取締役候補者とした理由

秋本朗氏は、販売企画部長、東京支店長を経験し、当社の販売部門における豊富な経験と知識を有しております。現在は営業本部長として、戦略分野である高機能材の競争力向上およびステンレス一般材の安定的な収益基盤維持に取組み、顧客基盤強化を図っております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定と監督に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。



取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

11回／11回（100%）

所有する当社の株式の数

6,574株

7 谷
たに
謙二

1954年12月13日生

再任 社外 独立 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	三菱商事株式会社入社	2019年6月	当社社外監査役
2009年4月	同社執行役員非鉄金属本部長	2021年6月	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役（現任）
2011年4月	三菱商事ユニメタルズ株式会社代 表取締役社長	2021年6月	当社社外取締役（現任）
2013年4月	三菱商事R&Mジャパン株式会社代 表取締役社長		

（重要な兼職の状況）
株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

谷謙二氏は、三菱商事R&Mジャパン株式会社代表取締役社長等、商社の経営に長年携わり、企業経営や営業・マーケティング等に関する豊富な知識や経験を有しており、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。



取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

14回／14回（100%）

所有する当社の株式の数

1,000株

8
菅

泰三

す が

たい ぞう

1955年6月23日生

再任
社外
独立
男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社	2013年4月	同社執行役員都市開発セクター長(兼)高度情報マネジメント統括本部長
2004年7月	同社財務部資金グループ部長		
2007年4月	同社経営企画部グループ経営企画グループ部長	2014年4月	同社執行役員IHI ASIA PACIFIC PTE.LTD. (アジア大洋州統括会社)社長
2010年4月	株式会社IHI新事業推進部長		
2012年4月	同社新事業推進部長(兼)リチウムイオン電池事業推進部長	2017年4月	同社顧問
		2017年6月	同社常勤監査役
		2021年6月	同社顧問
		2021年6月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

菅泰三氏は、株式会社IHIの監査役、海外グループ会社の経営等に携わり、財務・会計や内部統制、グローバルな事業経営に関する豊富な知識や経験を有しており、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。



- 取締役在任年数
4年
- 取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)
- 所有する当社の株式の数
500株

9

江藤 尚美

え と う な お み

1956年5月2日生

再任
社外
独立
女性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年4月	ブリヂストンタイヤ株式会社(現株式会社ブリヂストン)入社	2015年1月	同社取締役グループ総務本部長
2004年11月	株式会社ブリヂストン広報宣伝部長	2020年5月	同社取締役
2009年3月	同社執行役員 総務・コーポレートコミュニケーション担当	2020年6月	森永製菓株式会社社外取締役
2014年2月	株式会社ゼンショーホールディングス執行役員グループCC本部長	2022年6月	日清オイリオグループ株式会社社外取締役(現任)
2014年6月	同社取締役グループCC本部長	2022年6月	当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

日清オイリオグループ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

江藤尚美氏は、株式会社ブリヂストンにおいて人材開発やコーポレートコミュニケーション、環境等の業務を経験した後、株式会社ゼンショーホールディングスで経営に携わる等、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、サステナビリティの分野における豊富な知識や経験を有しております、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。



- 取締役在任年数
3年
- 取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)
- 所有する当社の株式の数
1,300株

10 小川麻理子

お が わ ま り こ

1966年8月23日生

再任 社外 独立 女性



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2023年2月	株式会社ドリームインキュベタープリンシパル
1999年9月	世界銀行入行	2024年4月	同社フェロー（現任）
2005年5月	PwCアドバイザリー株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）入社	2024年6月	当社社外取締役（現任）
2015年7月	プライスウォーターハウスコーパース株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）PPP・インフラ部門ディレクター		

（重要な兼職の状況）

株式会社ドリームインキュベタ フェロー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小川麻理子氏は、国際機関およびコンサルティング会社等において金融業務および官民による内外事業の推進に長年携わり、グローバルな視点から企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役に就任しております。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社の間に、特別な関係はありません。
- 江藤尚美氏は、日清オイリオグループ株式会社社外取締役に就任しております。日清オイリオグループ株式会社と当社の間に、特別な関係はありません。
- 小川麻理子氏は、株式会社ドリームインキュベタ フェローに就任しております。株式会社ドリームインキュベタと当社の間に、特別な関係はありません。
- 3 谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏および小川麻理子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4 当社は谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏および小川麻理子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に關し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。
- 6 秋本朗氏および小川麻理子氏は、2024年6月26日に当社の取締役に就任した後、当期に開催された取締役会11回中11回に出席しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・担当	当期における 取締役会への出席状況
1 新任 男性	お の でら としひろ 小野寺 俊博	常勤監査役	14回／14回 (100%)
2 新任 社外 独立 男性	おか だ のぶ よし 岡田 啓芳	-	-
3 新任 社外 独立 男性	ほし や てつ お 星谷 哲男	社外監査役	14回／14回 (100%)
4 新任 社外 独立 男性	わかまつ そういち 若松 壮一	社外監査役	11回／11回 (100%)

1 小野寺俊博

お の で ら と し ひ ろ

1962年1月15日生

新任 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月	当社入社	2016年 6月	宮津海陸運輸株式会社代表取締役社長
2014年 4月	当社大江山製造所副所長	2017年 6月	当社内部統制室長
2016年 6月	当社大江山製造所長	2019年 7月	当社総務部長
		2023年 6月	当社常勤監査役（現任）



監査等委員である取締役候補者とした理由

小野寺俊博氏は、当社において大江山製造所長、内部統制室長、総務部長を、また当社関係会社の宮津海陸運輸株式会社代表取締役社長を経験し、当社事業内容や内部監査に関する豊富な経験と知識を有しております。今後はこれまでの知識と経験を活かし、的確な助言と監査をしていただくため、監査等委員である取締役候補者としております。

監査役在任年数

2年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

監査役会への出席状況

17回／18回 (94%)

所有する当社の株式の数

1,700株

2 岡田 啓芳

おかだ

のぶよし

1963年1月10日生

新任 社外 独立 男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月	株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行)入行	2015年 6月	東洋証券株式会社執行役員業務管理本部長
2000年 8月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行	2016年 6月	同社取締役 情報本部・経営企画部管掌
2004年10月	みずほ証券株式会社投資銀行グループ金融公共法人第二部長	2017年 6月	同社常務取締役 情報本部・証券本部・経営企画部管掌
2006年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)日本橋営業部次長	2018年 6月	同社専務取締役 情報本部・証券本部・経営企画部管掌
2012年 4月	同行営業第十四部長（兼）みずほ証券株式会社審議役	2024年 6月	同社非常勤顧問
2014年 4月	みずほ証券株式会社金融公共グループ副グループ長	2024年11月	日本パレットレンタル株式会社財務経理部シニアスペシャリスト



監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

岡田啓芳氏は、金融機関の役職員を歴任し、財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

監査役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

3

星谷

哲男

ほしや

てつお

1959年8月16日生

新任

社外

独立

男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行	2019年4月	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会デピュティ・チーフ・セレモニー・オフィサー
2006年9月	Citibank N.A.入行	2021年4月	同組織委員会アドバイザー(セレモニー)
2006年9月	同行東京支店ダイレクター		
2008年3月	Citibank Japan Ltd.ダイレクタ ー大阪支店長	2021年6月	当社社外監査役(現任)
2009年3月	同行公共法人部長兼務		株式会社ジー・テイスト(現株式会社焼肉坂井ホールディングス)
2011年6月	ING Bank N.V.入行		社外取締役(現任)
2011年6月	同行東京支店ダイレクター営業本部長	2023年12月	ホソカワミクロン株式会社社外取締役(現任)
2013年10月	同行マネージングダイレクター在日代表(兼) 営業本部長		

(重要な兼職の状況)

株式会社焼肉坂井ホールディングス社外取締役
ホソカワミクロン株式会社社外取締役



監査役在任年数

4年

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

監査役会への出席状況

18回／18回 (100%)

所有する当社の株式の数

600株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

星谷哲男氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

4

若松

壮一

わかまつ

そういち

1957年10月31日生

新任

社外

独立

男性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	日本精線株式会社入社	2015年4月	同社事務部長
2007年6月	同社経理部長	2016年4月	同社枚方工場副工場長
2011年10月	同社企画管理部長	2018年6月	同社常勤監査役
2013年4月	同社事務部長(兼)企画管理部長	2024年6月	当社社外監査役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

若松壮一氏は、製造業において長年にわたり経理部門を中心に勤務し経理部長を務めるなど、財務および会計業務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。



監査役在任年数

1年

取締役会への出席状況

11回／11回 (100%)

監査役会への出席状況

11回／11回 (100%)

所有する当社の株式の数

0株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 星谷哲男氏は、株式会社焼肉坂井ホールディングス社外取締役およびホソカワミクロン株式会社社外取締役に就任しております。株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン株式会社と当社の間に、特別な関係はありません。
- 3 岡田啓芳氏、星谷哲男氏および若松壮一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 4 星谷哲男氏および若松壮一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、岡田啓芳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
- 5 当社は、小野寺俊博氏、星谷哲男氏および若松壮一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合には、同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、岡田啓芳氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。
- 7 若松壮一氏は、2024年6月26日に当社の社外監査役に就任した後、当期に開催された取締役会11回中11回および監査役会11回中11回にそれぞれ出席しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本決議は次期定期株主総会が開催されるときまで効力を有するものといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ほしかわ
星川

のぶゆき
信行

1970年8月15日生

社外 独立 男性

略歴（重要な兼職の状況）

2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2015年6月 同事務所代表社員(現任)

2003年10月 弁護士登録

弁護士法人星川法律事務所入所



補欠の監査等委員である社外取締役候補とした理由および期待される役割

星川信行氏は、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、十分な見識を有しております。同氏には、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場から当社の監査業務を実施していただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

■ 所有する当社の株式の数
0株

- (注) 1 星川信行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 星川信行氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として届け出る予定であります。
- 3 星川信行氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。星川信行氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において月額35百万円（年額420百万円）以内、賞与は年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与は含みません。）とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を員数および経済情勢等を考慮のうえ、基準報酬を月額35百万円（年額420百万円）以内（内、社外取締役分月額5百万円（年額60百万円）以内）、賞与を年額300百万円以内（社外取締役への支給はありません。）（使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与は含みません。）とすることにつきまして、ご承認をお願いしたいと存じます。

当社は事業報告51頁に記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、2025年3月11日開催の取締役会において、後掲33頁の（ご参考）に記載のとおり、本総会の終結の時をもって変更することを決議しております。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて取締役会で決定しており、また、上記変更後の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は10名（内、社外取締役4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（内、社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、員数および経済情勢等を考慮のうえ、月額10百万円（年額120百万円）以内とすることにつきまして、ご承認をお願いしたいと存じます。

当社は事業報告51頁に記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、2025年3月11日開催の取締役会において、後掲33頁の(ご参考)に記載のとおり、本総会の終結の時をもって変更することを決議しております。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて取締役会で決定しており、また、上記変更後の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 謹度制限付株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において月額35百万円（年額420百万円）以内、賞与は年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与は含みません。）とご承認いただき、更に2019年6月26日開催の第137期定時株主総会において、それとは別に取締役（社外取締役を除く。）に対する特定謹度制限付株式報酬制度についてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の特定謹度制限付株式報酬制度を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬枠とは別枠で、新たな謹度制限付株式報酬制度の導入につきご承認をお願いしたいと存じます。

当社は事業報告51頁に記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、2025年3月11日開催の取締役会において後掲33頁の（ご参考）に記載のとおり、本総会の終結をもって変更することを決議しております。

本議案は、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて取締役会で決定しており、また、上記変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本総会終結時点において本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度の概要

当社は、原則として毎事業年度、各対象取締役に対し、当該対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該譲渡制限付株式を引き受けこととなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は当社の普通株式とし、その総数は年50,000株以内といたします（なお、発行済株式の総数（2025年3月末日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.35%となります。）。ただし、当社が普通株式について本議案の決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率、併合比率等を勘案のうえ、本制度に基づき発行又は処分される譲渡制限付株式の総数を合理的に調整するものといたします。

本制度に基づき発行又は処分される譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当該譲渡制限付株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

- ① 本制度に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。対象取締役は、譲渡制限付株式の払込期日から30年までの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）中、本制度に基づき発行又は処分を受けた譲渡制限付株式について、譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないことといたします。
- ② 対象取締役が譲渡制限期間中に、当社の取締役又は執行役員の地位から任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、退任又は退職の時点をもって、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任・退職等した日を含む月までの月数を12で除した数(1を上限とする。)の割合の譲渡制限付株式の譲渡制限を解除し、残りの譲渡制限付株式を無償で取得します。
- ③ 対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由なく退任又は退職した場合および対象取締役が譲渡制限期間中に退任又は退職しない場合には、当社が無償で譲渡制限付株式の全部を取得するものとします。

- ④ 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該組織再編等の承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする。）の割合の譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、残りの譲渡制限付株式を無償で取得します。

（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）

当社は、2025年3月11日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、第2号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会の終結の時をもって以下のように変更することを決議しております。

1. 基本方針

当社の役員報酬は、ア. 基準報酬、イ. 株式報酬、およびウ. 役員賞与から構成される。但し、経営に対する独立性および客觀性を重視する観点から、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬等はア. 基準報酬のみとする。

ア. 基準報酬の決定に関する方針

基準報酬は、役位ごとにその金額を定め、原則として月額で固定とし、現金で支給する。

イ. 株式報酬の決定に関する方針

株主との価値の共有を図る中長期のインセンティブとして、基準報酬の20%相当の譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。

譲渡制限期間中に、役員が正当な理由なく退任した場合には、当社が無償で譲渡制限付株式の全部を取得する。

また、譲渡制限期間中に、役員が正当な理由により退任した場合、又は、当社が消滅会社又は完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、在任期間に応じて譲渡制限を解除し、残りの譲渡制限付株式を無償で取得する。

ウ. 役員賞与の決定に関する方針

短期的なインセンティブとして、個別業績を反映した役員賞与を支給する。役員賞与の総額は、当該事業年度の連結営業利益を業績指標とし、かつ配当総額、並びにその他の事項も考慮して支給の可否、および総額を決定する。支給対象は事業年度末に在任又は在職している役員（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

2. 基準報酬の額、株式報酬の額、および役員賞与の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの比率の目安は基準報酬10に対し、株式報酬2とする。役員賞与は業績に連動し、業績によっては不支給とする。

3. 役員報酬の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

基準報酬の総額、および役員賞与の総額は取締役会の決議により決定する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および取締役を兼務しない執行役員に対する個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を受けて決定する。

株式報酬の総額は取締役会で決定し、個人別の報酬の内容は基準報酬の一定割合を目安として代表取締役社長が決定する。

監査等委員である取締役の個人別の基準報酬額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、監査等委員会の協議により決定する。

(ご参考)

取締役の選任に関する方針・手続

取締役の選任については、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に適切に答申いたします。求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定いたします。

取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキル項目を①企業経営、②営業・マーケティング、③製造・設備・研究開発、④財務・会計、⑤コンプライアンス・リスク管理、⑥人材開発、⑦グローバル、⑧IT・DX、⑨サステナビリティと特定しております。

第2号議案、第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを備えるメンバーにより構成されます。

氏名	当社における地位	スキル項目								
		企業経営	営業・マーケティング	製造・設備・研究開発	財務・会計	コンプライアンス・リスク管理	人材開発	グローバル	IT・DX	サステナビリティ
久保田 尚志	取締役会長	●	●		●	●	●			●
浦田 成己	代表取締役社長 執行役員社長	●	●			●		●		●
小林 伸互	代表取締役 執行役員副社長	●			●	●	●			●
豊田 浩	取締役 専務執行役員	●			●	●		●	●	●
山田 恒	取締役 専務執行役員	●		●				●		●
秋本 朗	取締役 常務執行役員	●	●							●
谷 謙二	社外取締役	●	●			●		●		
菅 泰三	社外取締役	●			●	●		●	●	
江藤 尚美	社外取締役	●				●	●			●
小川 麻理子	社外取締役	●			●			●		
小野寺 俊博	監査等委員である 取締役	●		●		●	●			
岡田 啓芳	監査等委員である 社外取締役	●			●				●	
星谷 哲男	監査等委員である 社外取締役	●			●	●		●		●
若松 壮一	監査等委員である 社外取締役	●		●	●					

(注) 本総会終了後の取締役会にて、代表取締役、取締役会長および取締役社長を選定いたします。

以上

事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の活性化や雇用環境に改善がみられるなど緩やかな回復基調にある一方、日米の金融政策に起因する円安や株価の乱高下の他、欧州・中東における地政学的リスクの長期化、中国経済停滞に伴う影響など不安定な状況が続きました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、自動車や船舶等の輸送機器分野については堅調に推移する一方、建設分野における慢性的な人手不足による着工遅れや半導体製造装置向けの需要回復の遅れなどにより低調に推移しました。

当社グループの戦略分野である高機能材（ステンレス鋼やニッケル合金の中で、高耐食性、耐熱性、高強度、熱膨張制御、軟磁性等、優れた機能性を持つ材料をいいます。）につきましては、天然ガス関連でのパイプライン・熱交換器やインドでの火力発電所排煙脱硫装置向けといった環境・エネルギー分野での需要は堅調に推移しました。また苛性ソーダプラントの設備寿命に対する交換需要の他、家電製品向けシーズヒーター材やバイメタル材等の耐久消費財分野においては底堅い需要環境にありました。一方、中国市場については多くの産業分野で回復の兆しがみえず低調な状態が継続しました。

第143期（2025年3月期連結業績）

売上高	172,097 百万円	前年度比 4.6 % の減少	
経常利益	16,200 百万円	前年度比 15.3 % の減少	
親会社株主に帰属する当期純利益	11,579 百万円	前年度比 14.6 % の減少	

当社グループではこのような外部環境に対応して、回復基調にある産業分野での需要取り込みに注力しながら「中期経営計画2023」で掲げた施策を着実に遂行しつつ、適正なロールマージンの確保と徹底したコストダウンに努めてまいりました。その結果、当社における当事業年度の販売数量は前年同期比12.3%増（高機能材7.3%増、ステンレス一般材14.1%増）となりました。一方、高機能材の販売構成が変わったこと等により、当連結会計年度の売上高は1,720億97百万円（前連結会計年度比82億44百万円減）、経常利益は162億円（前連結会計年度比29億29百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は115億79百万円（前連結会計年度比19億86百万円減）となりました。

剰余金の配当に関しましては、当社は事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、1株当たり120円（普通配当100円、創立100周年記念配当20円）の実施を予定しております。これにより当期の年間配当は、2024年9月30日を基準日とした中間配当（1株当たり100円）と合わせ、1株当たり220円となります。

【「中期経営計画2023」の概要】

1. 「中期経営計画2023」での目指す姿

「『製品と原料の多様化』を追求し、ニッケル高合金・ステンレス市場におけるトップサプライヤーとして地球の未来に貢献」

2. 「中期経営計画2023」の基本戦略

①高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

<主要施策>

- ・成長分野（環境・脱炭素など）、ターゲット市場（中国・インドなど）への高機能材の拡販
- ・中国合弁会社を主軸にアライアンスの深化・拡大による製品アイテムの拡充（鋼種・サイズ）
- ・一般ステンレス事業における輸入材との差別化領域を拡大し安定的な収益基盤維持

②技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

＜主要施策＞

- ・多様な高機能材の安定的な増産を実現する製造技術の開発・確立
- ・新設設備の最大能力発揮と既存設備の強化による操業安定化・生産性向上
- ・カーボンニュートラルに資する将来の製造技術の優位性確保（カーボンレス・ニッケル製鍊など）
- ・原料調達の多様化により継続的なコスト競争力強化

③環境変化にも揺らぐことのない持続可能な経営基盤の確立

＜主要施策＞

- ・中長期的な視点での人的資本・研究開発・設備投資計画（年間100億円以上）の立案・実行
- ・DX推進による経営リソースの効率的活用
- ・「信用格付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化
- ・グループ経営プラットフォームの共通化による経営基盤強化

3. 「中期経営計画2023」の設備投資計画

〈設備投資金額（3か年合計）〉

内訳	決裁ベース	検収ベース
戦略投資	115億円	176億円
コーポレート基盤強化 ^注	55億円	49億円
更新投資	90億円	77億円
グループ会社	50億円	42億円
合計	310億円	344億円

(参考：減価償却費3か年合計185億円)

(注) コーポレート基盤強化：研究開発、環境対応、システム関連等

【中期経営計画の施策に関するトピックス】

1.高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

- ・インド市場は当社が戦略的に拡販強化している高機能材の需要拡大が期待される重要な市場となっております。今般、成長著しい同国や中東など周辺地域におけるエネルギー・環境分野向けを中心とした高機能材ニーズをさらに捕捉し、拡販を図るため、インド国内に100%出資の現地法人を設立することを決定いたしました。2025年度上期の開設に向けて、設立準備を進めております。

2.技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

- ・戦略設備投資の一環として進めてきた川崎製造所薄板工場の新冷間圧延機が稼働いたしました。当該圧延機の導入により、安定的且つ効率的な生産体制の確立、ならびに作業環境の改善・省力化が期待されます。
- ・「カーボンレス・ニッケル製錬への挑戦」に向けた施策の一環として、大江山製造所ロータリーキルンで使用するエネルギー源の燃料転換（石炭からLNGへ）を進めています。

3.環境変化に左右されない強固な経営基盤の確立

- ・2024年度設備投資実績は、73億円となりました（決裁ベース）。3ヶ年合計では計画通りの金額になると見込んでおります。
- ・昨年発足したDX推進プロジェクトチームが中心となり、管理精度の向上や改善のスピードアップ等、部門組織を超えたDX展開に向けた取組みを加速させております。
- ・LMEニッケル相場^(注)が低迷し販売価格が下落する中においても、ロールマージンの確保により収益・財務基盤を強化しております。自己資本比率は昨年に続き過去最高を更新し、43%となりました。

4.ESG課題に関する主な取組み

- ・財務・非財務情報を統合的に報告する「統合報告書2024」を発行いたしました。当社の特徴と強みを表す「バリューチェーン」、「中期経営計画2023」の進捗、サステナビリティ活動など、企業価値向上に向けた方針や取組みを紹介しております。

(注)ロンドン金属取引所(LME)で取引されるニッケル価格の相場

【「中期経営計画2023」2023～2024年度 実績と最終年度（2025年度）目標数値】

	2023年度実績	2024年度実績	中期経営計画最終年度 (2025年度) 目標
高機能材部門 売上高比率（単体）	49%	44%	50%
E B I T D A（連結）	254億円	227億円	200億円以上
ROE（連結）	16.0%	12.5%	10.0%
総還元性向（連結）注1	35.0%	26.8%（配当性向）注2	35%
CO ₂ 削減率（2013年度対比単体）	▲60.0%	- 注3	▲46%以上
（参考）ネットD/Eレシオ	0.68	0.68	0.5～1.0

(注) 1 企業価値向上のために戦略設備投資を積極的に行うことで「稼ぐ力」を高めるとともに、株主還元として安定的かつ継続的な配当を実施し、必要に応じて自己株式の取得を機動的に行うなど、総還元性向35%を目指します。

- 2 当期末配当を1株当たり120円(普通配当100円、記念配当20円)として実施し、2024年度通期では1株当たり220円の配当となることで、2024年度の配当性向は26.8%となります。それに加え、当社取締役会決議に基づき2025年5月8日より実施している自己株式取得(後記、「会社の株式に関する事項 7. その他株式に関する重要な事項」に記載しております。)によって、2024年度の総還元性向(連結)は35%程度となる予定であります。
- 3 2024年度のCO₂削減率は集計中のため記載しておりません。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、将来を見据えた構想に基づく戦略設備投資計画を推進しております。当事業年度は、戦略設備投資の一環である川崎製造所薄板工場への新冷間圧延機設置を完了し、2024年12月より稼働いたしました。また、カーボンニュートラルへの取組みとして川崎製造所製鋼工場における重油使用設備の都市ガスへの燃料転換投資を決定いたしました。その他、事業強化に向けて、省エネルギー関連、システム、リスク対応、老朽劣化対応の投資を実施しています。

その結果、当連結会計年度の設備投資額の実績は、143億円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金、借入金より充当いたしました。また、2019年12月6日に第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)50億円を発行し、2024年12月6日に50億円を満期償還いたしました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、欧州、中東における地政学的リスクや米国の保護主義的な関税政策による世界経済の分断と混乱に加え、中国経済の停滞、東アジアの過剰設備等を背景にしたステンレス一般材の国内市場への流入と定着、国内で急速に顕在化している人手不足による生産・投資案件の遅延等、先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境の中で当社グループとしては持続可能な成長の実現に向け、「中期経営計画2023」の諸施策を着実に実行し、重要課題に対処してまいります。2025年度上期に開設を予定しているインド現地法人を拠点に、成長著しい同国や中東など周辺地域におけるエネルギー・環境分野向けを中心とした高機能材ニーズを捕捉するとともに、高機能材の拡販に向けた製造技術の開発および効率的な生産体制の構築を図ってまいります。さらに、リサイクル原料使用拡大をはじめとした原料多様化によるコスト競争力強化およびカーボンニュートラル・資源循環型社会実現への貢献を通じて中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

3. 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区分		第140期 2021年度	第141期 2022年度	第142期 2023年度	第143期 (当連結会計年度) 2024年度
売上高	(百万円)	148,925	199,324	180,341	172,097
経常利益	(百万円)	12,807	27,738	19,128	16,200
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,471	19,703	13,565	11,579
1株当たり当期純利益	(円)	561.25	1,316.79	933.64	819.46
総資産	(百万円)	187,494	222,294	219,988	217,461
純資産	(百万円)	62,169	79,619	89,785	96,606

売上高



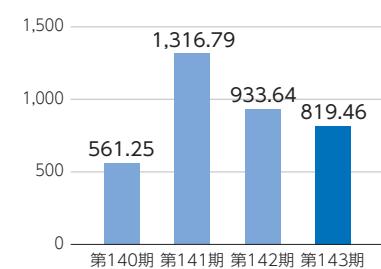
経常利益



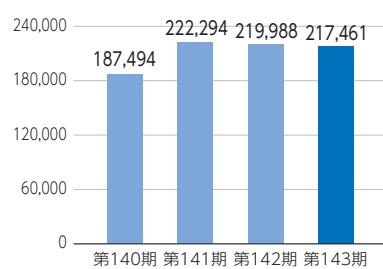
親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産



純資産



② 直前3事業年度

区分		第140期 2021年度	第141期 2022年度	第142期 2023年度	第143期 (当事業年度) 2024年度
売上高	(百万円)	124,778	177,529	152,383	148,252
経常利益	(百万円)	10,413	24,761	17,203	13,768
当期純利益	(百万円)	6,723	17,853	12,542	10,061
1株当たり当期純利益	(円)	445.28	1,192.78	862.97	711.79
総資産	(百万円)	171,511	200,407	197,897	194,654
純資産	(百万円)	54,877	70,269	78,721	83,933

ご参考 当社の売上高内訳表

区分		第142期 2023年度 (A)	第143期 2024年度 (B)	前期比 (B) / (A)
高機能材	販売量 千トン	37.0	39.7	107.3%
	売上高 百万円	74,735	65,861	88.1%
ステンレス鋼板	販売量 千トン	128.0	146.1	114.1%
	売上高 百万円	76,034	80,774	106.2%
OEM材	販売量 千トン	2.7	2.6	96.1%
	売上高 百万円	1,022	1,037	101.5%
その他	売上高 百万円	592	580	97.9%
合計	売上高 百万円	152,383	148,252	97.3%
うち輸出	売上高 百万円	50,836	42,201	83.0%

4. 重要な子会社等の状況（2025年3月31日現在）

①子会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	百万バーツ 220	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売
南鋼日邦冶金商貿（南京）有限公司	百万元 10	60.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに委託加工

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

②持分法適用関連会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

5. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金の板（薄板、中厚板）・帯（コイル）、鍛造品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

6. 主要な拠点等 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支店	東京支店（東京都中央区）、大阪支店（大阪府大阪市）、九州支店（福岡県福岡市）、名古屋支店（愛知県名古屋市）、広島支店（広島県広島市）、新潟支店（新潟県新潟市）
工場	川崎製造所（神奈川県川崎市）、大江山製造所（京都府宮津市）

② 子会社

ナストーア株式会社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店（大阪府大阪市）
	工場 茅ヶ崎製造所（神奈川県茅ヶ崎市）
ナス鋼帯株式会社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店（東京都中央区）、大阪支店（大阪府大阪市）
	工場 滋賀工場（滋賀県湖南市）
ナス物産株式会社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（愛知県小牧市）、大阪支店（大阪府堺市）
	事業部 関西加工センター（大阪府堺市）、中部加工センター（愛知県小牧市）
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場（タイ）

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿（上海）有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。また、中国南京に南京鋼鉄股份有限公司等との合弁会社「南鋼日邦冶金商貿（南京）有限公司」があります。

7. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平均勤続年数
従業員数	2,095名	1,171名	43歳 8ヶ月	20年 2ヶ月
前年度末比増減	増16名	増20名		

(注) 従業員数は就業人員です。

8. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	15,927百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,105
三井住友信託銀行株式会社	2,709

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 55,800,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 15,497,333株 (うち 自己株式数 1,408,340株)

3. 単元株式数

100株

4. 当事業年度末の株主数

20,339名

5. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,883	13.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	740	5.26
日本冶金協力会社持株会	535	3.80
株式会社みずほ銀行	311	2.21
河合 映治	300	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	294	2.09
日本冶金ナス持株会	279	1.99
BNYMSA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	235	1.67
檜崎 潤	212	1.51
株式会社三菱UFJ銀行	165	1.18

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 当社は、自己株式1,408,340株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

① 株式報酬（特定譲渡制限付株式）の内容

2024年7月26日付の取締役会決議により、社外取締役を除く取締役（以下本6.において「対象取締役」といいます。）に対して、次のとおり、特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分をいたしました（以下本6.において「本自己株式処分」といいます。）。

払込期日	2024年8月26日
処分した株式の種類および総数	当社普通株式3,508株
処分総額	16,785,780円
株式の割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる株式の数	対象取締役 6名 3,508株

当社は、本自己株式処分にあたり、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しました。

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日（2024年8月26日）から2054年8月25日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

（イ）譲渡制限の解除条件・組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも正当な事由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、2024年7月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする）を本割当株式数に乗じた数の本割当株式の譲渡制限を解除し、残りの本割当株式を無償で取得します。

（ウ）当社による無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間中に正当な理由なく退任または退職した場合及び対象取締役が本譲渡制限期間中に退任または退職しない場合には、当社が無償で本割当株式を取得します。

② 当事業年度中に取締役、その他役員に交付した株式（特定譲渡制限付株式）の区分別合計

	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 3,508株	6名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

(注) なお、上記①の本自己株式処分に際して、取締役を兼務しない執行役員11名に対して、特定譲渡制限付株式報酬として当社普通株式3,686株（本自己株式処分との合計7,194株）を交付しております。取締役を兼務しない執行役員に対する処分総額は17,637,510円（本自己株式処分との合計34,423,290円）となります。

7. その他株式に関する重要な事項

2025年5月8日開催の当社取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

① 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上を図るため

② 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	306,000 株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.17%)
株式の取得対価の総額	950,000,000 円（上限）
取得期間	2025年5月9日～同年6月23日

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
久保田 尚志 男性	取締役会長	
浦田 成己 男性	代表取締役社長	
小林 伸互 男性	代表取締役	
豊田 浩 男性	取締役	
山田 恒 男性	取締役	
秋本 朗 男性	取締役	
谷 謙二 社外 独立 男性	取締役	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役
菅 泰三 社外 独立 男性	取締役	
江藤 尚美 社外 独立 女性	取締役	日清オイリオグループ株式会社 社外取締役
小川 麻理子 社外 独立 女性	取締役	株式会社ドリームインキュベータ フェロー
小野寺 俊博 男性	常勤監査役	
木内 康裕 男性	常勤監査役	
星谷 哲男 社外 独立 男性	監査役	株式会社焼肉坂井ホールディングス 社外取締役 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役
若松 壮一 社外 独立 男性	監査役	

- (注) 1 2024年6月26日開催の第142期定時株主総会において、秋本朗、小川麻理子の2氏が新たに取締役に、若松壮一氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第142期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 道林孝司氏と監査役 川端泰司氏が任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 谷謙二、菅泰三、江藤尚美、小川麻理子の4氏は社外取締役であります。
- 3 監査役 星谷哲男、若松壮一の2氏は社外監査役であります。
- 4 常勤監査役 木内康裕氏、監査役 星谷哲男氏および若松壮一氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- ・常勤監査役 木内康裕氏は、金融機関における長年の業務経験および当社における経営企画・管理の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・監査役 星谷哲男氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・監査役 若松壮一氏は、事業会社において長年にわたり経理部を中心に勤務し、経理部長を務めるなど財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締じております。
- 6 当社は、取締役 谷謙二、菅泰三、江藤尚美、小川麻理子、監査役 星谷哲男、若松壮一の6氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

- 7 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、9回目の分析・評価（対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。
<https://www.nyk.co.jp/sustainability/governance/result.html>
- 8 取締役会の任意の諮問機関として取締役社長を委員長とし、4名の社外取締役を委員として構成する指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員の指名・報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
- 9 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	浦 田 成 己	
執行役員副社長	小 林 伸 互	経理部、人事部、総務部担当
専務執行役員	豊 田 浩	経営企画部、IR・広報部担当
専務執行役員	山 田 恒	情報システム部、グループ環境・知的財産部担当
常務執行役員	秋 本 朗	営業本部長
		営業本部（販売企画部、ソリューション営業部）、販売担当6支店、海外営業部、海外現地法人担当
常務執行役員	永 田 顕 二	原料鉱石部、購買部、大江山製造所担当
常務執行役員	早 川 尚	川崎製造所所長 川崎製造所担当
執行役員	福 田 章 弘	人事部長
執行役員	星 野 誠	情報システム部長
執行役員	高 橋 弘 喜	東京支店長
執行役員	新 崎 諭	川崎製造所副所長 設備企画部担当
執行役員	平 田 茂	技術研究所長 技術研究所担当
執行役員	小 池 千 尋	販売企画部長
執行役員	古 幡 祐 雄	大阪支店長
執行役員	田 中 明	川崎製造所副所長 兼 生産管理部長
執行役員	赤 坂 昌 幸	経営企画部長

2. 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会は、指名・報酬委員会の審議・答申の結果を踏まえて、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。また、決定方針の適用対象は、取締役を兼務しない執行役員、および監査役を含むものとし、取締役を兼務しない執行役員の取り扱いは社外取締役を除く取締役と同様としております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等は、ア.基準報酬、イ.株式報酬、およびウ.役員賞与から構成される。但し、経営に対する独立性、および客觀性を重視する観点から、社外取締役、および監査役の報酬等は、ア.基準報酬のみとする。

ア.基準報酬の決定に関する方針

基準報酬は、役位ごとにその金額を定め、原則として月額で固定とし、現金で支給する。

イ.株式報酬の決定に関する方針

株主との価値の共有を図る中長期のインセンティブとして、基準報酬の10%相当の特定譲渡制限付株式を、社外取締役を除く取締役（以下本イ.において「対象取締役」といいます。）に対して、毎年、一定の時期に付与する。当社と対象取締役との間で概要以下の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結する。

① 対象取締役は、特定譲渡制限付株式の払込期日から30年までの間で取締役会が定める期間中、当該特定譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 当該期間中に、対象取締役が正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で特定譲渡制限付株式の全部を取得する。

③ 当該期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位から正当な理由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12

で除した数（1を上限とする）の割合の特定譲渡制限付株式の譲渡制限を解除し、残りの特定譲渡制限付株式を無償で取得する。

ウ.役員賞与の決定に関する方針

短期的なインセンティブとして、個別業績を反映した役員賞与を支給する。役員賞与の総額は、役員賞与の支給対象期間となる事業年度の連結営業利益を業績指標とし、かつ配当総額、ならびにその他の事項も考慮して支給の可否、および総額を決定する。支給対象となる役員は当該事業年度末に在任または在職している役員（社外取締役、および監査役を除く）とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

2. 基準報酬の額、株式報酬の額、および役員賞与の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの比率の目安は基準報酬10に対し、株式報酬1とする。役員賞与は業績に連動し、業績によっては不支給とする。

3. 役員報酬の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

基準報酬の総額、および役員賞与の総額は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定する。取締役に対する個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて決定する。

株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会で決定する。個人別の報酬の内容は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、基準報酬の一定割合を目安とし、代表取締役社長が決定する。

監査役の個人別の基準報酬額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、監査役の協議により決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等については、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において、取締役の基準報酬額を月額35百万円（年額420百万円）以内、取締役の役員賞与を年額150百万円以内（使用者兼務取締役の使用者分としての給与および賞与を含みません。）、監査役の基準報酬額を月額6百万円以内（年額72百万円以内）と決議いただいております。

上記決議の際の取締役の員数は12名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は4名になります。また、上記報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第137期定時株主総会において、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入し、この制度に基づき、取締役（社外取締役を除きます。）に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額42百万円以内、取締役（社外取締役を除きます。）に対して発行または処分される特定譲渡制限付株式の総数を年33,600株（2019年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる調整後の総数）以内とし、特定譲渡制限付株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役（社外取締役を除きます。）の間で、概要、上記①1.イ.記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。上記決議の際の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は4名になります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

(ア) 委任を受けた者の氏名、地位および担当、ならびに委任された権限の内容

当社の取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の基準報酬、役員賞与および株式報酬の内容の決定を、前代表取締役社長 久保田尚志氏、および現代表取締役社長 浦田成己氏に委任しました。

(イ) 委任した理由

基準報酬は役位ごとにその金額を定め、株式報酬は基準報酬の10%相当としていることから、代表取締役社長が機動的に決定することが適していること、また、役員賞与は各取締役の個別業績を反映した評価配分を行うこととしており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(ウ) 権限が適切に行使されるよう講じた措置

基準報酬、役員賞与および株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会が決定しております。また、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、個人別の基準報酬および役員賞与の内容を決定し、個人別の株式報酬の内容は、基準報酬の10%相当として決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	対象となる役員の員数人	報酬等の総額 百万円	報酬等の種類別の総額			百万円
			基準報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (特定譲渡制限付株式)	
取締役 (うち社外取締役)	11 (5)	340 (31)	192 (31)	132 (-)		17 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	42 (13)	42 (13)	- (-)		- (-)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役 1 名および監査役 1 名分が含まれております。
2. 業績連動報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して役員賞与を支給しております。上記業績連動報酬等(役員賞与)の総額は、2025年7月支給予定の見積り額です。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は当事業年度の連結営業利益であり、実績は169億67百万円となりました。当該業績指標を選定した理由は、当社の経営成績を評価するうえで重要な指標であるためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、当事業年度の連結営業利益のほか、配当総額およびその他の事項を考慮して支給の可否および総額を決定しております。なお、業績連動報酬等の額は、連結営業利益の絶対額を考慮して算定しているため、目標値は定めておりません。
3. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して特定譲渡制限付株式を付与しております。当該特定譲渡制限付株式の内容および交付状況は、「会社の株式に関する事項 6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役であります。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社の間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役 江藤尚美氏は、日清オイリオグループ株式会社の社外取締役であります。日清オイリオグループ株式会社と当社の間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役 小川麻理子氏は、株式会社ドリームインキュベータのフェローであります。株式会社ドリームインキュベータと当社の間に特別な関係はありません。

- ・社外監査役 星谷哲男氏は、株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン株式会社の社外取締役であります。株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当ありません。

③ 当事業年度における主な活動状況等

	出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役 谷 謙二	<p>当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長等、商社の経営に長年携わり、企業経営や営業・マーケティング等に関する高い見識を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 菅 泰三	<p>当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、株式会社IHIの監査役、海外グループ会社の経営等に携わり、財務・会計や内部統制、グローバルな事業経営に関する高い見識を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 江藤 尚美	<p>当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、株式会社ブリヂストンにおいて人材開発やコーポレートコミュニケーション、環境等の業務を経験した後、株式会社ゼンショーホールディングスで経営に携わる等、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、サステナビリティの分野における豊富な知識や経験を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>

出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役として期待される役割に關し行った職務の概要	
社外取締役 小川 麻理子	<p>2024年6月26日就任以降、当期に開催された取締役会11回開催中11回出席し、必要な意見、発言を適宜行っています。</p> <p>同氏は、国際機関およびコンサルティング会社等において、金融業務および官民による内外事業の推進に長年携わり、グローバルな視点から様々な事業活動への助言を行う等、豊富な経験と幅広い知識を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外監査役 星谷 哲男	<p>当期に開催された取締役会14回開催中14回、監査役会18回開催中18回出席いたしました。</p> <p>同氏は、ING Bank N.V.のマネージングダイレクター在日代表等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しております。当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行う等、社外監査役としての適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役 若松 壮一	<p>2024年6月26日就任以降、当期に開催された取締役会11回開催中11回、監査役会11回開催中11回出席いたしました。</p> <p>同氏は、日本精線株式会社において長年にわたり経理部門を中心に勤務し経理部長を務める等、財務および会計に関する豊富な知識を有しております。さらに同社常勤監査役として、経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。当社に対して、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行う等、社外監査役としての適切な役割を果たしております。</p>

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。すべての被保険者について、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 八重洲監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

年額 47百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 61百万円

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 上記以外に、前連結会計年度の連結子会社の監査に係る追加報酬3百万円を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しましたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「I. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「II. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「III. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、2025年度を最終年度とする「中期経営計画2023」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、事業環境の変化や予測困難な経営環境を踏まえつつ、2025年の当社創立100周年を越えてその先も持続的な成長を遂げるために、2023年度からの3年間で着手、実施していく施策が取り纏められております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は以下のとおりです。

【「中期経営計画2023」の概要】

1. 「中期経営計画2023」での目指す姿

「『製品と原料の多様化』を追求し、ニッケル高合金・ステンレス市場におけるトップサプライヤーとして地球の未来に貢献」

2. 「中期経営計画2023」の基本戦略

①高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

<主要施策>

- ・成長分野（環境・脱炭素など）、ターゲット市場（中国・インドなど）への高機能材の拡販
- ・中国合弁会社を主軸にアライアンスの深化・拡大による製品アイテムの拡充（鋼種・サイズ）
- ・一般ステンレス事業における輸入材との差別化領域を拡大し安定的な収益基盤維持

②技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

<主要施策>

- ・多様な高機能材の安定的な増産を実現する製造技術の開発・確立
- ・新設設備の最大能力発揮と既存設備の強化による操業安定化・生産性向上
- ・カーボンニュートラルに資する将来の製造技術の優位性確保（カーボンレス・ニッケル製錬など）
- ・原料調達の多様化により継続的なコスト競争力強化

③環境変化にも揺らぐことのない持続可能な経営基盤の確立

<主要施策>

- ・中長期的な視点での人的資本・研究開発・設備投資計画（年間100億円以上）の立案・実行
- ・DX推進による経営リソースの効率的活用
- ・「信用格付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化
- ・グループ経営プラットフォームの共通化による経営基盤強化

3. 「中期経営計画2023」の設備投資計画

〈設備投資金額（3か年合計）〉

内訳	決裁ベース	検収ベース
戦略投資	115億円	176億円
コーポレート基盤強化 ^注	55億円	49億円
更新投資	90億円	77億円
グループ会社	50億円	42億円
合計	310億円	344億円

(参考：減価償却費3か年合計185億円)

(注) コーポレート基盤強化：研究開発、環境対応、システム関連等

4. 「中期経営計画2023」の目標数値

「中期経営計画2023」達成目標

	2025年度
高機能材売上高比率（単体）	50%
E B I T D A（連結）	200億円以上
R O E（連結）	10.0%
総還元性向（連結） ^注	35%
CO ₂ 削減率（2013年度対比単体）	▲46%以上
(参考) ネットD/Eレシオ	0.5～1.0

(注) 企業価値向上のために戦略設備投資を積極的に行うことで「稼ぐ力」を高めるとともに、株主還元として安定的かつ継続的な配当を実施し、必要に応じて自己株式の取得を機動的に行うなど、総還元性向35%を目指します。

なお、中長期的な視点で、時価総額1,000億円超をターゲットに、企業価値向上に向けて財務基盤強化と収益力向上に取り組んでまいります。そのために、「中期経営計画2023」で達成目標として掲げている「資本コストを上回る自己資本利益率(ROE)の水準10%」を上回る水準を確保するとともに、キャッシュフロー創出力を高め、持続的な企業成長に資する戦略設備投資と株主還元を実施し、市場からの評価を得ることで「株価純資産倍率(PBR)≥1」を確保すべく努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しましたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/2270677/00.pdf>)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（i）ないし（iii）に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いましたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（iii）上記（i）または（ii）に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本（iii）において同じです。）との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もししくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当

社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（工）にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

（工）取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（ア）対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとするとき、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断されるときには、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しましたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができます。

また、当社取締役会は、（i）対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認す

るための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または（ii）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

（イ）対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

（ア）特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

（イ）本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2023年6月28日開催の当社第141期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

（ウ）対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断される場合（この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動する

か否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2023年6月28日開催の当社第141期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記（2）の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記（2）の取組みを実施しております。上記（2）の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記（2）の取組みは、上記（1）の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがいまして、上記（2）の取組みは上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記（3）の取組みについての取締役会の判断

上記（3）の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記（1）の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記（3）の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しましたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記（3）の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記（3）の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記（3）の取組みは上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥イについては、

当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導するべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。

- ・上記⑥ロについては、

NASグループ各社は、当社と共に「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。

・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

・上記⑧及び⑨、⑩については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用者を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。なお、当該使用者が他の職務との兼務である場合には、当該使用者の独立性に配慮するとともに当該使用者の監査役に係わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。

・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要な都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。

・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことの理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。

- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手續が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルpline規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めています。「ヘルpline規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協働しつつ、それらを推進することとしております。

- ・上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備しております。これにより、情報セキュリティ管理に対する当社の取組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めています。

- ・上記④については、

当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めています。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

- ・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、16名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

- ・上記⑥イについては、

当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。

- ・上記⑥ロについては、

当社は、NASグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。

- ・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定をする事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、NASグループ各社にも報告するとともに、結果をふまえた対応策を立案・実施しております。

- ・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、すべての役員及び従業員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。

- ・上記⑦については、

当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基

づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。

- ・上記⑧及び⑨、⑩については、

当社は、監査役の業務を補助すべき使用人（内部統制室兼務 1名）を置いております。現状内部統制室との兼務ですが、監査役業務補助が優先的に行われるよう配慮しております。

- ・上記⑪イ、ロについては、

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役（社外監査役を含み、監査役会を組織）による監査を行っております。また、子会社の取締役及び監査役とも定期的な会議、面談を実施しております。

- ・上記⑫については、

当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。

- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	101,735	流動負債	74,154
現金及び預金	9,516	支払手形及び買掛金	16,513
受取手形及び売掛金	26,520	設備支払手形	840
商品及び製品	13,225	短期借入金	36,321
仕掛品	33,455	1年内返済予定の長期借入金	9,710
原材料及び貯蔵品	16,028	未払法人税等	1,951
その他	3,156	未払消費税等	23
貸倒引当金	△165	賞与引当金	1,755
		役員賞与引当金	270
固定資産	115,700	環境対策引当金	94
有形固定資産	106,047	その他	6,677
建物及び構築物	17,897		
機械装置及び運搬具	45,923	固定負債	46,702
土地	36,363	社債	8,000
リース資産	3,800	長期借入金	21,040
建設仮勘定	1,244	リース債務	3,702
その他	820	繰延税金負債	3,196
		再評価に係る繰延税金負債	835
無形固定資産	2,909	退職給付に係る負債	9,787
ソフトウェア	2,139	環境対策引当金	83
その他	770	金属鉱業等鉱害防止引当金	6
投資その他の資産	6,744	事業整理損失引当金	22
投資有価証券	6,052	その他	30
繰延税金資産	124		
その他	582	負債合計	120,855
貸倒引当金	△15	純資産の部	
繰延資産	27	株主資本	91,221
社債発行費	27	資本金	24,301
		資本剰余金	9,542
資産合計	217,461	利益剰余金	62,436
		自己株式	△5,058
		その他の包括利益累計額	5,192
		その他有価証券評価差額金	2,685
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	1,812
		為替換算調整勘定	696
		非支配株主持分	192
		純資産合計	96,606
		負債・純資産合計	217,461

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		172,097
売上原価		141,448
売上総利益		30,649
販売費及び一般管理費		13,682
営業利益		16,967
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	376	
持分法による投資利益	48	
固定資産賃貸料	126	
その他	107	670
営業外費用		
支払利息	719	
手形売却損	25	
為替差損	51	
固定資産除却損	250	
固定資産撤去費	57	
売上割引	234	
環境対策費	11	
その他	92	1,438
経常利益		16,200
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	110	110
税金等調整前当期純利益		16,092
法人税、住民税及び事業税	4,115	
法人税等調整額	352	4,467
当期純利益		11,625
非支配株主に帰属する当期純利益		46
親会社株主に帰属する当期純利益		11,579

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	53,845	△3,231		84,457
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	64	—		64
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,301	9,542	53,909	△3,231		84,521
当 期 变 動 額						
剩 余 金 の 配 当	—	—	△2,856	—		△2,856
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	11,579	—		11,579
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,853		△1,853
自 己 株 式 の 処 分	—	—	9	26		35
土地再評価差額金の取崩	—	—	△205	—		△205
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)	—	—	—	—		—
当 期 变 動 額 合 計	—	—	8,527	△1,827		6,700
当 期 末 残 高	24,301	9,542	62,436	△5,058		91,221

	その他の包括利益累計額					非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,919	16	1,585	509	5,029	252	89,738
会計方針の変更による累積的影響額	△17	—	—	—	△17	—	47
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,901	16	1,585	509	5,012	252	89,785
当 期 变 勤 額							
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△2,856
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	11,579
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△1,853
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	35
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	△205
株主資本以外の項目の 当 期 变 勤 額 (純額)	△216	△17	226	186	180	△60	120
当 期 变 勤 額 合 計	△216	△17	226	186	180	△60	6,820
当 期 末 残 高	2,685	△1	1,812	696	5,192	192	96,606

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

ナストーア株式会社、ナス鋼帶株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NASTOA (THAILAND) CO.,LTD.、南鋼日邦冶金商貿（南京）有限公司

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社9社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数

該当する非連結子会社はありません。

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称 三豊金属株式会社

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社9社及び関連会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

- (3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用関連会社については、事業年度が連結会計年度と異なるため、連結計算書類の作成にあたっては2月末現在で仮決算を実施しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD. (2月末日)、南鋼日邦冶金商貿（南京）有限公司（12月末日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 環境対策引当金
P C B (ポリ塩化ビフェニル) 等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその額を合理的に見積もることができる額を計上しております。
 - (5) 金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。
 - (6) 事業整理損失引当金
一部の連結子会社の事業整理に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる額で収益を認識しております。これにより、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- なお、製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の事業者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

② ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

④ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用
会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。) 第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額をその他の包括利益累計額に加減しております。この結果、当連結会計年度の「利益剰余金」の期首残高が17百万円増加し、その他の包括利益累計額の「その他有価証券評価差額金」の期首残高が同額減少しております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、当連結会計年度の「利益剰余金」の期首残高が47百万円増加し、固定負債の「繰延税金負債」が同額減少しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	124百万円
繰延税金負債	3,196百万円
再評価に係る繰延税金負債	835百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見入年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、将来の売上高や原料価格の市況推移等の仮定に基づき、事業計画として見込んだ経常利益金額を、過去の計画の達成状況と整合的に修正し見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛品等（注）	6,000百万円
建物及び構築物	9,382百万円
（うち財団抵当）	(8,927) 百万円
機械装置及び運搬具	30,860百万円
（うち財団抵当）	(30,860) 百万円
土地	32,278百万円
（うち財団抵当）	(30,297) 百万円
計	78,520百万円

（注）常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	32,087百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,852百万円
長期借入金	10,614百万円
割引手形	773百万円
計	48,326百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

175,158百万円

3. 受取手形割引高、裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高	
受取手形割引高	1,611百万円
受取手形譲渡高	3百万円
電子記録債権割引高	285百万円

4. 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	8,371百万円
売掛金	18,074百万円
契約資産	76百万円
流動負債「その他」のうち、契約負債	361百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社	2001年3月31日
一部の国内子会社	2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,037百万円

(連結損益計算書に関する注記)

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

△695百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,497,333株（うち自己株式数 1,413,624株）

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,447	100.0	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	1,409	100.0	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,691百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 120円 |
| ③ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年6月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入及び社債によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門を中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後5年6ヶ月であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ② ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行しております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しております、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛け金、設備支払手形及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	4,990	4,990	—
その他有価証券	4,990	4,990	—
資産計	4,990	4,990	—
(1) 長期借入金	30,751	30,510	△240
(2) 社債	8,000	7,713	△287
負債計	38,751	38,223	△527
デリバティブ取引 (*)	(0)	(0)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,062

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	4,990	—	—	—	4,990
デリバティブ取引					
通貨関連	—	—	—	—	—
資産計	4,990	—	—	—	4,990
デリバティブ取引					
通貨関連	—	0	—	—	0
負債計	—	0	—	—	0

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
長期借入金	—	30,510	—	—	30,510
社債	—	7,713	—	—	7,713
負債計	—	38,223	—	—	38,223

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ステンレス鋼板及び その加工品事業	合計
日本	123,204	123,204
中国	17,800	17,800
その他	31,093	31,093
顧客との契約から生じる収益	172,097	172,097
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	172,097	172,097

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主として日本及び中国の顧客に対して、ステンレス鋼板及びその加工品の販売を行っています。ステンレス鋼板及びその加工品に関する取引の対価は、製品の引き渡し後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	9,831	8,371
売掛金	16,892	18,074
計	26,723	26,445
契約資産	164	76
契約負債	285	361

契約資産は、主に顧客との工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に当社グループの製品販売にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は、全て当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	6,845円74銭
1 株当たり当期純利益	819円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類

当社普通株式

②取得し得る株式の総数

306,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.17%）

③株式の取得価額の総額

950,000,000円（上限）

④取得期間

2025年5月9日～同年6月23日

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	84,034	支払手形	66,054
受取手形	4,467	電子記録債務	1,127
電子記録債権	88	設備支払手形	3,054
売掛金	12,882	買掛金	1,245
商品及び製品	10,707	短期借入金	8,784
仕掛品	7,170	1年内返済予定の長期借入金	32,347
原材料及び貯蔵品	32,222	リース債務	9,504
短期貸付金	14,525	未払金	622
その他	300	未払費用	2,713
	1,674	未払法人税等	2,275
固定資産	110,594	預り金	1,349
有形固定資産	96,263	賞与引当金	1,518
建物	14,498	役員賞与引当金	1,150
構築物	3,056	環境対策引当金	270
機械及び装置	42,120	その他	94
工具器具及び備品	431		3
土地	31,992	固定負債	44,667
リース資産	3,117	社債	8,000
建設仮勘定	968	長期借入金	20,599
その他	81	リース債務	3,291
	2,377	繰延税金負債	4,881
無形固定資産	1,614	再評価に係る繰延税金負債	352
ソフトウェア	763	退職給付引当金	7,429
その他		環境対策引当金	83
投資その他の資産	11,954	金属鉱業等鉱害防止引当金	6
投資有価証券	4,671	資産除去債務	1
関係会社株式	6,774	その他	25
関係会社出資金	119	負債合計	110,721
その他	393	純資産の部	
貸倒引当金	△4	株主資本	
	27	資本金	80,819
繰延資産	27	資本剰余金	24,301
社債発行費	27	資本準備金	9,542
資産合計	194,654	利益剰余金	9,542
		その他利益剰余金	52,023
		繰越利益剰余金	52,023
		自己株式	△5,047
		評価・換算差額等	3,114
		その他有価証券評価差額金	2,351
		土地再評価差額金	763
		純資産合計	83,933
		負債・純資産合計	194,654

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		148,252
売上原価		126,189
売上総利益		22,063
販売費及び一般管理費		8,420
営業利益		13,643
営業外収益		
受取利息及び配当金	886	
固定資産賃貸料	345	
その他	122	1,353
営業外費用		
支払利息	623	
売上割引	149	
手形売却損	12	
固定資産除却損	212	
環境対策費	11	
固定資産撤去費	57	
為替差損	76	
その他	89	1,228
経常利益		13,768
特別利益		
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産売却損	53	53
税引前当期純利益		13,733
法人税、住民税及び事業税	3,255	
法人税等調整額	417	3,672
当期純利益		10,061

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本 本						
	資本金	資本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剰余金 合計	利益剩余金 合計		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	45,013	45,013	△3,221	75,635
当 期 変 動 額							
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	△2,856	△2,856	—	△2,856
当 期 純 利 益	—	—	—	10,061	10,061	—	10,061
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△1,851	△1,851
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	9	9	26	35
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	△205	△205	—	△205
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	7,009	7,009	△1,826	5,184
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	52,023	52,023	△5,047	80,819

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 產 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 損	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,509	9	569	3,086	78,721	
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△2,856	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	10,061	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△1,851	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	35	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△205	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△158	△9	195	28	28	
当 期 変 動 額 合 計	△158	△9	195	28	5,211	
当 期 末 残 高	2,351	—	763	3,114	83,933	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生年度において一括償却しております。

(5) 環境対策引当金

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(6) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	4,881百万円
再評価に係る繰延税金負債	352百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)・繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。) 第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「売上割引」(前事業年度138百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛品等（注）	6,000百万円
建物	7,358百万円
構築物	1,619百万円
機械及び装置	28,887百万円
土地	27,600百万円
計	71,465百万円

（注）常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	29,447百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,646百万円
長期借入金	10,173百万円
計	44,266百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 153,306百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	13,329百万円
短期金銭債務	3,717百万円
長期金銭債務	1百万円

4. 電子記録債権割引高 285百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△318百万円

6. 圧縮記帳

国庫補助金受入により、建物28百万円、構築物5百万円、機械及び装置1,147百万円、工具器具及び備品0百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、このうち当事業年度の圧縮記帳額は構築物5百万円、機械及び装置66百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高 売上高 仕入高等 営業取引以外の取引による取引高	61,332百万円 16,886百万円 1,099百万円
2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。		△662百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,408,340株

(税効果会計に関する注記)

1. 緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳

緑延税金資産

退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,338百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	352百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	1,025百万円
減損損失	2,289百万円
土地再評価差損	73百万円
その他	572百万円
緑延税金資産小計	6,649百万円
評価性引当額	△3,135百万円
緑延税金資産合計	3,514百万円
緑延税金負債	
土地再評価差益	352百万円
合併による土地再評価差額金	347百万円
分社による土地再評価差額金	7,402百万円
その他	647百万円
緑延税金負債合計	8,748百万円
緑延税金負債の純額	5,234百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア 株式会社	直接 100%	当社製品の販売 資金の援助 資金の活用	製品の販売 (注1) 受取利息 (注2) 資金の預り(注3) 支 払 利 息	2,683 百万円 4 百万円 — 0 百万円	売 掛 金 電子記録債権 短期貸付金 預り金	107 百万円 691 百万円 300 百万円 92 百万円
子会社	ナス鋼帶 株式会社	直接 100%	当社製品の販売 資金の活用	製品の販売 (注1) 資金の預り (注3) 支 払 利 息	6,473 百万円 — 1 百万円	売 掛 金 電子記録債権 預り金	365 百万円 1,730 百万円 224 百万円
子会社	ナス物産 株式会社	直接 100%	当社製品の販売 当社製品の原料等購入 資金の活用 配当金の受取	製品の販売 (注1) 原料等の仕入(注4) 資金の預り(注3) 支 払 利 息	48,525 百万円 10,592 百万円 — 4 百万円	売 掛 金 電子記録債権 買 掛 金 電子記録債務 預り金	2,602 百万円 5,843 百万円 419 百万円 413 百万円 890 百万円
子会社	南鋼日邦冶金 商貿(南京) 有限公司	直接 60%	配当金の受取	配 当 金 の 受 取	252 百万円	—	—
				配 当 金 の 受 取	226 百万円	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、資金の決済が隨時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。
- (注4) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
- 連結注記表「(収益認識に関する注記)」2. 収益を理解するための基礎となる情報に記載した内容と同一であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	5,957円33銭
1 株当たり当期純利益	711円79銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に記載した内容と同一であります。

(その他の注記)

金額の端数処理
百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会御中

2025年5月15日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 西山 香織

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会御中

2025年5月15日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 西山 香織

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
- ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められず、その運用についても、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿つたものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小野寺 俊博	㊞
常勤監査役	木内 康裕	㊞
監査役 (社外監査役)	星谷 哲男	㊞
監査役 (社外監査役)	若松 壮一	㊞

以上

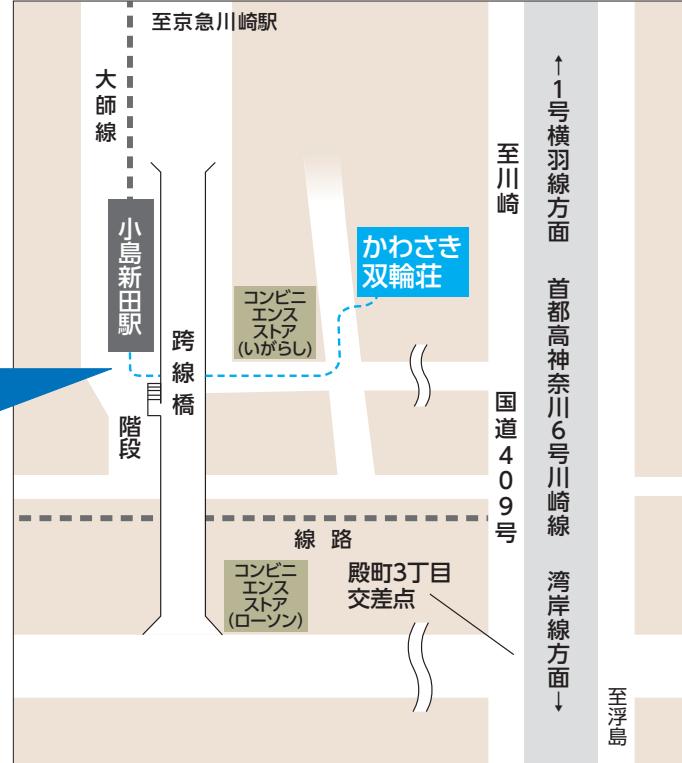
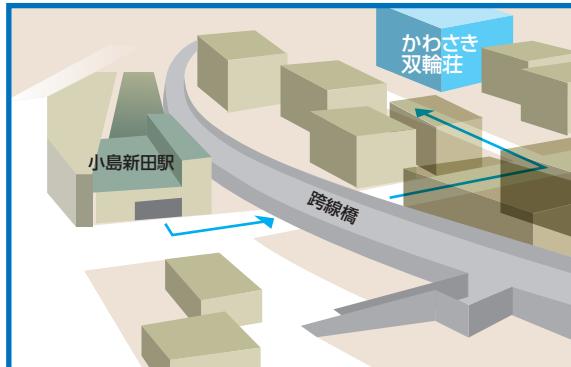
第143期 定時株主総会会場 ご案内略図



会 場

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号

かわさき双輪荘 1階



交通
のご案内

● 京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩 2分

※ 会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。